資料4

大阪府地域福祉推進審議会の組織図（案）

◇本審議会は、大阪府附属機関条例に規定する、地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議を行う附属機関として設置（**H24.11**）

◇大阪府地域福祉推進審議会規則第**6**条及び、各分科会設置要綱に基づき、以下の分科会及び部会を設置

地域福祉支援計画推進分科会

[所掌事務]
・大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
・大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
・市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
・その他地域福祉の推進に関すること

福祉サービス第三者評価事業推進分科会

[所掌事務]
・第三者評価機関の認証に関すること
・第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
・第三者評価結果の取扱いに関すること
・評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
・第三者評価事業に関する情報公開及び普及・ 啓発に関すること
・第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
・その他第三者評価事業の推進に関すること

廃止

認証部会

所掌事務
・評価機関の認証審査

基準等部会

所掌事務
・評価基準の検討
・評価手法の検討

福祉基金運営分科会

[所掌事務]
・地域福祉振興助成に関すること
・助成申請事業の採否及び各年度の助成対象事業に関すること
・助成事業の実績認定に関すること
・その他基金の運営に関すること

新規

権利擁護支援体制推進分科会

[所掌事務]
・成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針に関すること
・その他権利擁護支援に関すること

社会福祉法人設立認可及び施設整備審査分科会

[所掌事務]
・法人設立に係る要件審査に関すること
・施設整備補助に係る要件審査に関すること
・法人に対する行政処分に係る審査に関すること
・その他社会福祉法人の運営に関すること

新規

介護・福祉人材確保戦略検討分科会

[所掌事務]
・大阪府介護・福祉人材確保戦略の策定・管理・評価に関すること
・その他介護・福祉人材の確保に関すること